

水質汚濁防止法「特定施設の解釈に係るガイドライン」の作成について

1．目的

環境省に關係地方公共団体から寄せられる疑義の多くが特定施設の判断に関するものが多くなっている。また、特定施設の解釈についてのガイドラインの作成に関する要望も多く聞こえる。

この背景には、水質汚濁防止法が出来てから30年以上が経過し、技術の進歩による施設の改良や当時はなかった施設の開発等により、特定施設の解釈について疑義が生じることが少なくないと考えられる。

「特定施設の解釈に係るガイドライン」作成により、自治体での特定施設の判断基準を明確化し、疑義と自治体間の解釈のばらつきを少なくする。

2．内容

当ガイドラインの作成方針は以下のようである。

総論（特定施設一般に関する事項及び届出に関する事項）と各論（特定施設の種類ごとに関する事項）から構成される。

掲載する情報は、過去の通知・通達、關係地方公共団体向け研修テキスト、疑義照会事例等をまとめたものとする。新たな特定施設に関する解釈については今回は原則掲載しない。

過去の通知において、水質汚濁防止法別表第1における業種を日本標準産業分類における説明の通りとしているが、日本標準産業分類が改訂され、通知時のものと現在のものが異なるため、これについて整理した内容も掲載する。

3．作成スケジュール等

平成19年度内に作成する。

作成に当たっては、実際に特定施設の判断等の実務に携わる職員の意見を聞くことが必要であるため、關係地方自治体担当者で構成される検討会に諮る。